一　地域再生計画の作成主体の名称　川口市
二　地域再生計画の名称　市民・事業者・市の協働による地球高温化防止計画
三　地域再生計画の区域の範囲　川口市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　柏市
二　地域再生計画の名称　三位一体型「〝子どもスポーツ苦手〟解決」柏プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　柏市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　横浜市
二　地域再生計画の名称　文化芸術創造都市づくり
三　地域再生計画の区域の範囲　横浜市の区域の一部（西区及び中区の一部）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　輪島市
二　地域再生計画の名称　文化交流型社会形成による被災した過疎地の再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　輪島市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　敦賀市
二　地域再生計画の名称　緊急被ばく医療に強い救急総合医養成計画
三　地域再生計画の区域の範囲　敦賀市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡谷市
二　地域再生計画の名称　次世代の「高度ものづくり開発技術者」養成による地域製造業再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　岡谷市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　美濃市
二　地域再生計画の名称　子どもたちと高齢者のメッセージを織り込んだ童話の発表会を通して、心があたたかくなる地域活性化モデルつくり
三　地域再生計画の区域の範囲　美濃市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び伊東市
二　地域再生計画の名称　産業活力の向上と伊東の海、魅力再発見
三　地域再生計画の区域の範囲　伊東市の区域の一部（伊東港、富戸漁港及び宇佐美漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　豊田市
二　地域再生計画の名称　階層的製造業人材育成の推進
三　地域再生計画の区域の範囲　豊田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県
二　地域再生計画の名称　安全・安心な防災まちづくり「美し国おこし・三重」～大学と連携した自立・持続可能な災害に強いまちづくり～
三　地域再生計画の区域の範囲　三重県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）